

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（案）について

令和 8 年 5 月 11 日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
総務省自治行政局

## I. 改正の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 8 号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号。以下「別表主務省令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号。以下「利用特定個人情報提供主務省令」という。）の一部を改正する。

## II. 改正の概要

### 1. 別表主務省令の一部改正

#### (1) 番号利用法別表の事務の追加に伴う規定の整備

- 番号利用法第 9 条第 1 項に基づき、同法別表各項の下欄に掲げる事務の処理に関して、必要な限度で個人番号を利用することができることとされている。
- この点、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 38 号。以下「令和 7 年改正法」という。）等により、以下の事務が番号利用法別表に追加されたところ。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）による海事補佐人の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）</li><li>② 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）</li><li>③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）</li><li>④ 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）による家畜人工授精師の免許に関する</li></ul> |
|---|

る事務であって主務省令で定めるもの

- ⑤ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ⑥ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑦ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）による放射線取扱主任者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑧ 預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）による保険金の支払又は預金等債権（同法第 70 条第 1 項に規定する預金等債権をいう。）の買取りに関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑨ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）による保険金の支払又は貯金等債権（同法第 70 条第 1 項に規定する貯金等債権をいう。）の買取りに関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑩ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）による更生手続に属する行為（同法第 395 条本文に規定する行為をいう。）、再生手続に属する行為（同法第 466 条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第 507 条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑪ 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成 12 年法律第 95 号）による再生手続に属する行為（同法第 19 条本文に規定する行為をいう。）又は破産手続に属する行為（同法第 40 条本文に規定する行為をいう。）の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑫ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の公認会計士法による会計士補の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）
- ⑬ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）による愛玩動物看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの（※）

（※）令和 7 年改正法の施行の日から追加

- 以上を踏まえ、番号利用法別表の「主務省令で定める事務」を新たに定めるため、別表主務省令を改正し当該事務に係る規定の整備を行う。  
（第 6 条の 2、第 10 条の 2、第 10 条の 2 の 3、第 15 条の 6、第 17 条の 5、第 22 条の 4、第 22 条の 5、第 43 条の 3、第 44 条の 3、第 49 条の 2、第 52 条の 3、第 56 条及び第 72 条の 2）

- (2) 法人税法による各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する

法人税の申告、更正及び決定その他の賦課又は徴収に関する事務の個人番号利用に係る規定の整備

- 番号利用法第9条第1項及び別表の規定に基づき、「国税通則法（昭和37年法律第66号）その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第2条第4号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」において、必要な限度で個人番号を利用することができる」とされている。
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の一部施行に伴い、法人税法（昭和40年法律第34号）が改正され、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設された。
- また、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）の一部施行に伴い、法人税法が改正され、「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」及び「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」が創設されたところ。
- 以上を踏まえ、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課又は徴収に関する事務において個人番号の利用が可能となるよう、別表主務省令を改正し当該事務に係る規定の整備を行う。

（第30条）

(3) 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法 防衛特別所得税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務の個人番号利用に係る規定の整備

- 番号利用法第9条第1項及び別表の規定に基づき、「国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税の減免、調査、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」において、必要な限度で個人番号を利用することができる」とされている。
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）の一部施行に伴い、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）が改正され、新たに「防衛特別所得税」が創設されることとなる。
- 以上を踏まえ、防衛特別所得税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務において個人番号の利用が可能となるよう、別表主務省令を改正し当該事務に係る規定の整備を行う。

（第30条）

(4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第5項の受給事由の消滅の確認に関する事務の個人番号利用に係る規定の整備

- 番号利用法第9条第1項及び別表の規定に基づき、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」において、必要な限度で個人番号を利用することができる」とされている。
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）により、高等学校等就学支援金の受給資格として、新たに国籍・在留資格の要件が加わることに伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）が改正され、就学支援金の受給事由の消滅の確認に係る規定が追加されることとなる。
- 以上を踏まえ、受給事由の消滅の確認に関する事務において個人番号の利用が可能となるよう、別表主務省令を改正し当該事務に係る規定の整備を行う。  
（第66条）

(5) その他所要の規定の整備

2. 利用特定個人情報提供主務省令の一部改正

(1) 健康保険法の資格取得の届出に関する事務における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 健康保険では、適用事業所に使用される者のうち、一定の要件を満たした者を被保険者としているところ、全国健康保険協会（協会けんぽ）及び健康保険組合は、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条の規定により、それぞれが管掌している健康保険の被保険者の資格取得の届出について審査を行っている。
- 外国人加入者については、現在、健康保険組合・協会けんぽにおいて、当該審査時に在留カード関係情報等の取得を行っておらず、国籍等の実態把握ができていないことから、健康保険についても、加入資格情報の適切な管理のため保険者が在留カード関係情報等の取得を適切に行えるよう情報連携を行い、在留カード関係情報等の取得を進める必要がある。
- 以上を踏まえ、健康保険法施行規則第24条第1項の被保険者の資格取得の届出に係る事実の調査に関する事務の処理のために、出入国関係情報及び在留カード関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。  
（第4条及び第5条）

(2) 国家資格の登録事務等における戸籍関係情報の情報連携に係る規定の整備

- 令和7年改正法等により番号利用法別表に追加された以下の国家資格の事務については、資格情報の管理等に当たり、本籍又は資格者の死亡の事実等の確認を行う

ことが必要である。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 海難審判法による海事補佐人の登録に関する事務</li><li>② 公認会計士法による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務</li><li>③ 消防法による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務</li><li>④ 家畜改良増殖法による家畜人工授精師の免許に関する事務</li><li>⑤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務</li><li>⑥ 放射性同位元素等の規制に関する法律による放射線取扱主任者免状の交付に関する事務</li><li>⑦ 公認会計士法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の公認会計士法による会計士補の登録に関する事務</li><li>⑧ 愛玩動物看護師法による愛玩動物看護師の免許に関する事務</li></ul> |
|--|

- この点、個人番号を利用した情報連携により戸籍関係情報の提供を受けることで、戸籍謄本等の提出が不要となり、申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、上記の事務の処理のために、戸籍関係情報の情報提供及びその提供の求めをできることとする。

(第 2 条の表 (10 の 2 の項、29 の 2 の項、29 の 3 の項、47 の 2 の項、61 の 2 の項、61 の 3 の項、140 の 2 の項及び 159 の 2 の項)、第 12 条の 2、第 31 条の 2、第 31 条の 3、第 49 条の 2、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 142 条の 2 及び第 161 条の 2)

(3) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務等における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)は、第 1 条にて「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、」と定めており、日本国民に限定して保護を行うこととしている。  
一方、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知)に基づき、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこととされている。
- 生活保護の支給に当たっては、要保護者又は被保護者であった者の居所等を確認する必要があり、在留資格や出入国状況等もその確認の対象に含まれているところ、個人番号を利用した情報連携により出入国関係情報等の提供を受けることで、給付の公正化及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する

事務、並びに外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務の処理のために、出入国関係情報、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。

(第2条の表(42の項及び161の項)、第44条及び第163条)

(4) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務における在留カード関係情報等及び同法第48条の条例で定める事項に関する事務における戸籍関係情報の情報連携に係る規定の整備

- 公営住宅の事業主体は、日本国籍を有しない者が公営住宅に入居する場合には、公営住宅の適正な管理を図る観点から、有効な在留資格等を有することや、その者の国籍・地域を確認することが必要である。
- この点、各手続の中で、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し等の添付を求めているところ、個人番号を利用した情報連携により、出入国在留管理庁長官から在留カード関係情報等の提供を受けることで、在留カードの写しや特別永住者証明書の写し等の添付省略が可能となり、入居者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- また、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第48条において、事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならないと規定されており、各事業主体は、住宅使用者氏名変更届や同居者異動届に関する事務等、各事業主体の条例に規定する事務を行っている。
- 例えば、住宅使用者氏名変更届に関する事務においては、婚姻や離婚、養子縁組等における氏名変更の際に、事実確認のために戸籍謄本等により戸籍異動日や戸籍の異動事由を確認する必要がある場合があるところ、個人番号を利用した情報連携により戸籍関係情報の提供を受けられれば、戸籍謄本等の添付が不要となり、入居者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務の処理のために、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとするとともに、同法第48条の条例で定める事項に関する事務のために戸籍関係情報の情報提供及びその提供の求めをできることとする。

(第2条の表(53の項)及び第55条)

(5) 出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務における国民健康保険法の保険料の徴収に関する情報等の情報連携に係る規定の整備

- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(令和7年法務省令第43号)による出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)の改正に伴い、在留資格「外交」及び「公用」を除く全ての在留資格に係る各申請に当たって、地方税等及び社会保険料の納付状況に関する文書の提出を求めるこ

ととなったところ。

- 地方税等の納付状況については、個人番号を利用した情報連携により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）による個人住民税等に関する納税情報の提供を受ければ、納税証明書の提出が不要となる。
- 国民健康保険料（税）の納付状況については、個人番号を利用した情報連携により国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険料の徴収に関する情報及び地方税法による国民健康保険税に関する情報の提供を受ければ、国民健康保険料（税）納付証明書の提出が不要となる。  
加えて、個人番号を利用した情報連携により住民票関係情報の提供を受ければ、住民票等の提出が不要となる。  
また、国民年金保険料の納付状況については、個人番号を利用した情報連携により年金給付関係情報の提供を受ければ、国民年金保険料領収証書（写し）等の提出が不要となる。  
よって、申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務の処理のために、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、国民健康保険税に関する情報、住民票関係情報及び年金給付関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。  
（第 2 条の表（55 の 2 の項）及び第 57 条の 2）

(6) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務における在留カード関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 改良住宅の事業主体は、日本国籍を有しない者が改良住宅に入居する場合には、改良住宅の適正な管理を図る観点から、有効な在留資格等を有することや、その者の国籍・地域を確認することが必要である。
- この点、各手続の中で、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し等の添付を求めているところ、個人番号を利用した情報連携により、出入国在留管理庁長官から在留カード関係情報等の提供を受けることで、在留カードの写しや特別永住者証明書の写し等の添付省略が可能となり、入居者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務の処理のために、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。  
（第 2 条の表（76 の項）及び第 78 条）

(7) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備

○ 児童扶養手当については、「児童」が日本国内に住所を有しないとき、受給資格者たる「ひとり親」等が日本国内に住所を有しないときは支給しないこととしているところ、外国人に係る受給資格の認定においては、住民基本台帳に記録されている外国人は「日本国内に住所を有する」ものとして、手当の支給対象と取り扱うこととされている。

○ 外国人が再入国許可を得て出国し、有効期間内に再入国しなかった場合には、住民票が消除された日または出国した日を以て受給権を遡及消滅する取扱いとなるため、外国人の出国後に児童扶養手当の過払いが生じないよう出入国等の情報を確認する必要がある。

また、支給対象児童が「出生による経過滞在者」に該当していた場合、在留資格の消滅後においても、中長期以上の在留資格を申請中であり、かつ短期滞在資格を有する場合には、例外的に居住実態を有する市町村で引き続き支給を行うことが可能となっているところ、在留資格等を確認できるようにする必要がある。

この点、個人番号を利用した情報連携により、出入国在留管理庁長官から出入国関係情報等として、出入国歴、在留資格情報等の提供を受けることで、現況届提出時の添付書類の省略や正確な情報の確認が可能となり、受給資格者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。

○ 以上を踏まえ、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務の処理のために、出入国管理情報、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。

（第 2 条の表（81 の項）及び第 83 条）

(8) 租税特別措置法第 37 条の 13 第 11 項の所得税の還付に関する事務における公的給付支給等口座登録簿関係情報の情報連携に係る規定の整備

○ 令和 7 年度税制改正において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正され、エンジェル税制における特定株式控除未済額の繰戻しによる還付請求に係る規定が新設されたところ。

○ 上記還付請求に係る還付請求書の提出があった場合には、その請求に係る内容を調査した上で、その請求をした者に対して所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を通知する必要があるところ、個人番号を利用した情報連携により、公的給付支給等口座登録簿関係情報の提供を受けることで、還付請求書への口座情報の記載等が不要になり、請求者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。

○ 以上を踏まえ、租税特別措置法第 37 条の 13 第 11 項の所得税の還付に関する事務の処理のために、公的給付支給等口座登録簿関係情報の情報提供及びその提供の求めをできることとする。

（第 84 条）

(9) 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法による防衛特別所得税の還付に関する事務における公的給付支給等口座登録簿関係情報の情報連携に係る規定の整備

- 所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）の一部施行に伴い、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法が改正され、新たに「防衛特別所得税」が創設されること。
- 防衛特別所得税の還付に当たっては、還付を受ける者の口座を確認する必要があるところ、個人番号を利用した情報連携により、公的給付支給等口座登録簿関係情報の提供を受けることで、申請書等への口座情報の記載等が不要になり、申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法による防衛特別所得税の還付に関する事務に係る処理のために、公的給付支給等口座登録簿関係情報の情報提供及びその提供の求めをできることとする。

（第 84 条）

(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 1 号の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務における控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報の情報連携廃止に伴う規定の整備

- 自立支援教育訓練給付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 31 条第 1 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、母子家庭の母又は父子家庭の父が対象となる教育訓練を受講・修了した場合にその経費の一部を支給する給付金である。
- 従前、自立支援教育訓練給付金の受給対象者について、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であることを求めていた。そのため、児童扶養手当の所得制限限度額の枠内であるかの判定に当たり、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報について情報連携を行っていたところ。
- この点、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 269 号）による母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 27 条の改正により、自立支援教育訓練給付金の所得制限は撤廃されたため、「当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報」は事務の処理に当たり不要となった。
- 以上を踏まえ、利用特定個人情報提供主務省令を改正し、戸籍関係情報の情報連携が不要となった者に係る規定の整理を行う。

（第 92 条）

(11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務及び同法による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 特別児童扶養手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条第 3 項第 1 号の規定により、障害児が日本国内に住所を有しないときは支給せず、同条第 4 項の規定により、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しないこととしている。
- また、障害児福祉手当及び特別障害者手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条及び第 26 条の 2 の規定により、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児等に対し、当該手当を支給するものとしている。
- 特別児童扶養手当等について、外国人に係る受給資格の認定は、住民基本台帳に記録されている外国人を「日本国内に住所を有する」ものとして、当該手当の支給対象と取り扱うものとしている。
- 外国人に係る特別児童扶養手当等の受給資格の認定に当たっては、住民基本台帳をもって行うことに加え、必要に応じて受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類として在留カード又は特別永住者証明書等の提出を求めているところ、個人番号を利用した情報連携により出入国関係情報等の情報提供を受けることで、これらの書類の添付が不要となり、受給資格者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当に関する事務、及び同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務の処理のために、出入国関係情報、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその提供の求めができることとする。  
(第 2 条の表 (91 の項及び 92 の項)、第 93 条及び第 94 条)

(12) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務等における生活保護関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 地方公共団体が建設した特定優良賃貸住宅等の入居者の選定に当たって地方公共団体は、入居希望者が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号）第 26 条に掲げる所得要件や同居親族要件等の入居者資格を有するか確認したうえで、同規則第 28 条及び第 29 条の定めに従い選考する必要がある。
- 入居者資格の確認及び入居者の選定に当たっては、事実確認のために生活保護の支給状況等について確認する必要がある場合があるところ、個人番号を利用した情報連携により生活保護関係情報の提供を受けることで、生活保護受給証明書等の添付が不要となり、入居者の利便性の向上及び事業主体の行政事務の効率化

が可能である。

- また、日本国籍を有しない者が特定優良賃貸住宅に入居する場合には、特定優良賃貸住宅の適正な管理を図る観点から、有効な在留資格等を有することや、その者の国籍等を各事務で確認することが必要である。
- この点、個人番号を利用した情報連携により在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報として、在留資格等の情報の提供を受けることで、各手続に当たり添付を求めている在留カードの写し等が不要となり、入居者の利便性の向上及び事業主体の行政事務の効率化が可能である。
- 加えて、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務に準ずる事務である、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 160 号国土交通省住宅局長通知）に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務においても、生活保護関係情報及び在留カード関係情報等の提供を受けることで、同様に入居者の利便性の向上及び事業主体の行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務の処理のために、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその求めができることとする。

（第 2 条の表（124 の項及び 163 の項）、第 126 条及び第 165 条）

(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務における出入国関係情報の情報連携に係る規定の整備

- 都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項の規定により、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額がその者について生活保護法第 8 条第 1 項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において支援給付を支給することとされている。
- 当該支援給付は居住の実態を欠く場合には支給対象外となるところ、個人番号を利用した情報連携により、出入国関係情報として出入国履歴の提供を受けることで、給付の公正化及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務の処理のために、出入国関係情報の情報提供及びその求めをできることとする。

（第 2 条の表（125 の項）及び第 127 条）

(14) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務における年金生活者支援給付金関係情報等の情報連携廃止に伴う規定の整備

- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）による学資貸与金の貸与又は学資支給金の支給においては、申請に係る事実についての審査に当たり、学資貸与金又は学資支給金を受けようとする者が経済的理由により修学に困難がある者であるかを、独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第 4 条第 8 項に規定された「貸与額算定基準額」又は独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 8 条の 2 第 4 項に規定された「支給額算定基準額」等により確認することとされている。
- 学資貸与金の貸与の申請に係る審査に当たっては、従来は学資貸与金を受けようとする者の生計を維持する者の所得に関する情報等のほか、以下の情報の確認が必要であったが、現在は「貸与額算定基準額」を用いることとなり、これらの情報の確認は不要となった。

- ① 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
- ② 障害者関係情報
- ③ 児童扶養手当関係情報
- ④ 住民票関係情報
- ⑤ 児童手当関係情報
- ⑥ 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報
- ⑦ 特別児童扶養手当関係情報
- ⑧ 失業等給付関係情報
- ⑨ 年金生活者支援給付金関係情報

- 以上を踏まえ、利用特定個人情報提供主務省令を改正し、情報連携が不要となった利用特定個人情報の削除及び規定の整理を行う。  
(第 2 条の表 (141 の項) 及び第 143 条)

(15) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務及び当該事務に準ずる事務における在留カード関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、就学支援金の支給について新たに受給資格として国籍・在留資格の要件が加わったところ。
- このため、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、在留カード等の提出を求める必要があるところ、個人番号を利用した情報連携により在留カード関係情報等の情報提供を受けることで、これらの書類の添付が不要となり、受給権者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- また、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第 3 条第 5 項の受給事

由の消滅の確認に関する事務においても、同様に在留資格等の確認を行う必要があることから、特定個人番号利用事務として追加する必要がある。

- さらに、以下の事務は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずる事務であるところ、在留カード関係情報等の情報提供を受けることで、同様に受給権者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</li><li>② 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</li><li>③ 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務</li><li>④ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務</li><li>⑤ 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務</li><li>⑥ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務</li></ul> |
|---|

- 以上を踏まえ、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務及び当該事務に準ずる事務の処理のために、在留カード関係情報及び特別永住者証明書関係情報の情報提供並びにその求めをできることとする。（第 2 条の表（151 の項、167～172 の項）、第 153 条及び第 169 条～第 174 条）

(16) 子ども・子育て支援法の乳児等のための支援給付の支給に関する事務における障害者関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 14 において、支給対象小学校就学前子どもの保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用について乳児等のための支援給付を行うこととされている。
- 乳児等のための支援給付においては、「障害児に特定乳児等通園支援を提供した場合」、「要支援家庭こどもに特定乳児等通園支援を提供した場合」及び「特定乳児等通園支援事業者が生活困窮家庭等を対象に利用料を軽減した場合」等に加算を行うものとされているところ、乳児等支援給付認定に係る保護者の乳児等支援給付

認定、子どもの障害児の該当の有無及び当該保護者が属する世帯の収入状況等を確認する必要がある。

- この点、個人番号を利用した情報連携により、地方税関係情報等の提供を受けることで所得証明書等の添付が不要になるほか、障害者関係情報等の提供を受けることで身体障害者手帳の写し等の添付が不要となり、申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、子ども・子育て支援法第 30 条の 15 第 1 項の乳児等支援給付認定に関する事務、同法第 30 条の 17 第 1 項の乳児等支援給付認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務及び同法第 30 条の 18 第 1 項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務の処理のために、以下の利用特定個人情報の情報提供及びその求めをできることとする。

- ① 障害者関係情報
- ② 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報
- ③ 地方税関係情報
- ④ 住民票関係情報
- ⑤ 障害者自立支援給付関係情報
- ⑥ 戸籍関係情報
- ⑦ 生活保護関係情報
- ⑧ 中国残留邦人等支援給付関係情報
- ⑨ 外国人生活保護関係情報
- ⑩ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
- ⑪ 特別児童扶養手当関係情報

(第 2 条の表 (155 の項) 及び第 157 条)

(17) 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援) 交付要綱に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務等における生活保護関係情報等の情報連携に係る規定の整備

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行により、就学支援金の支給対象者の範囲が変更となることから、就学支援金によって法律補助の対象外となった者に対して予算補助を行う、「高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)」が新設されること。
- 当該補助金の支給は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずる事務に該当することから、準ずる元の事務と同様に情報連携を行うことで、受給権者の利便性の向上及び行政事務の効率化が可能である。
- 以上を踏まえ、高等学校等就学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)の支給に関する事務及び高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援) 交付要綱に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務における処理のため

に、以下の利用特定個人情報の情報提供及びその求めをできることとする。

- |   |
|---|
| ① 生活保護関係情報<br>② 外国人生活保護関係情報<br>③ 地方税関係情報<br>④ 在留カード関係情報<br>⑤ 特別永住者証明書関係情報 |
|---|

(第2条の表(172の2の項及び172の3の項)、第174条の2及び第174条の3)

(18) その他所要の規定の整備

### **Ⅲ 今後の予定**

- 公布日：令和8年6月26日(予定)
- 施行期日：
  - 公布日(Ⅱの1.(3)及び2.(9)以外)
  - 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(令和9年1月1日)(Ⅱの1.(3)及び2.(9)のみ)